

## 令和4年度

### 地理的表示（G I）の保護制度の監視業務に関するレポート

#### 1. 趣旨

地理的表示（G I）保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有す農林水産物等の名称を知的財産として保護する制度であり、令和4年度末現在、全国126製品が登録されている。

このレポートは、GI製品のブランド価値の維持・向上のためにはGIの不正使用事案の摘発、取締り等による早期の除去及び抹消並びに取締りの事実の公表等による発生抑止を期すことが重要であることに鑑み、昨年度の取締り結果等を公表するものである。

#### 2. 国内のG I 監視・不正表示への対応

##### （1）国の監視・監督業務

国の監視・監督の内容を大別すると、不正表示監視業務と登録生産者団体に対する品質管理業務がある。

不正表示監視業務については、地理的表示やG I マークの不正表示通報窓口を設置し、広く国民の皆様からG I 保護制度に係る生産行程管理業務の不適切な実施、地理的表示又はG I マークの不適切な使用等について情報を受け付け、そこに寄せられた情報をもとに国が立入検査を行っている。この際、食品表示法等、他法令に係る情報が含まれている場合は、関係部局とも連携しながら対応している。

（地理的表示等の不正表示通報窓口）

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/gi\\_mark/contact.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html)

また、品質管理業務については、登録生産者団体から、登録生産者団体がその構成員に対して行う生産方法等の確認業務（生産行程管理業務）の実施状況、構成員のG I 製品の生産・販売の状況等について確認を行っている。

## (2) 不正表示監視業務の実施状況

令和4年度における不正表示監視業務については、不正表示通報窓口等を通じて20件の疑義情報が寄せられ、前年から継続したものを含む以下の3件について、立入検査時にGI法違反が確認された。このうち、「但馬牛」の案件はGI法5条（地理的表示又は類似等表示の除去又は抹消命令）に基づく措置を命じ、このほかの案件は、事業者に対し、地理的表示の除去・抹消等について指導を行った。

産品名	事案
但馬牛	飲食店において、他産地の牛肉を用いているのみかかわらず、広告、価格表等に「但馬牛」と表示し料理を提供
新里ねぎ	他産地の生産者が自ら栽培・収穫した曲がりねぎに「新里ねぎ」と表示し販売
宮崎牛	量販店において、他産地の牛肉スライスパックに「宮崎牛」の名称及びGIマークを表示し販売

なお、前年度から継続対応していたものを含む残りの案件について、令和5年度に継続対応することにあつた9件を除き、GI法に抵触していないことが判明した。

## (3) 登録生産者団体の品質管理業務の実施状況

令和4年度における品質管理業務では、登録生産者団体が、配色が不適正なGIマークを使用したケースが1件確認された。

当該登録生産者団体に対しては、立入検査時に指導を実施しており、次年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。

## 3. 海外のGI監視・不正使用への対応

### (1) 日EU・EPA及び日英EPAによるGI相互保護に基づく不正使用への対応

平成31年2月にEUと、令和2年10月に英国との間で協定が発効

し、相互保護を開始した。令和5年3月末現在、日本の95産品がEUで、47産品が英国で保護されている。

令和3年7月～令和4年2月に海外調査を行ったところ、イタリアとスペインにおいて、所定の生産地及び生産方法等に適合しない牛肉に対して「KobeBeef」、「KobeStyle」等と表示している事例が確認された。

当該表示は日本のGI「神戸ビーフ」の不正使用にあたるおそれがあるとして、日EU・EPAに基づき適切な措置をとるよう各国政府当局に要請し、指導の結果、スペインでは令和4年10月、イタリアでは同年11月に当該名称の使用の中止が確認された。

## (2) 農林水産知的財産保護コンソーシアムによる海外監視・不正使用への対応

農林水産知的財産保護コンソーシアムは、我が国のGI産品を含めた農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図ることを目的として、海外における産地偽造品や模倣品の調査等を実施し、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する体制を整備するために、平成21年6月に設立されたもの。

GI登録又は公示された20地名(22産品)について、日本を除く世界の主要な170のインターネットショッピングサイトを検索し、不正使用された商品を確認する調査を行った。

このうち、10地名について、日本由来ではないと思われる商品が合計1,135件検出され、日本の地理的表示(GI)名称を付した日本のGI産品ではない商品も多数検出され、全件削除申請が完了した。

また、昨年度に削除申請を行った1029件について、令和4年度末には689件(約67%)の削除が確認されている。

(例)

・ 但馬牛



Tajima Wagyu MB6 7 Ribeye Striploin 300g  
1 Piece Part

Couple Premium Set Included Tajima Wagyu  
mb 6 7 ribeye x 1 Tajima Wagyu mb 6 7  
striploin x 1 Aust Rock Salt 5g  
1 pack Black Pepper 5g 1 pack Spices Oil  
15g 1 pack

サイト : [www.lazada.com.my](http://www.lazada.com.my)

生産国 : オーストラリア

・ 市田柿



农家市田柿直销 和兴食品 天然市田柿销售农家市田  
柿直销 和兴食品 天然市田柿销 售 品牌 和兴食品  
原料与配料 柿子 原产地 山东 是否跨

サイト : [b2b.baidu.com](http://b2b.baidu.com)

生産国 : 中国

・ 夕張メロン



日本品种冈藤蜜瓜 6 个装静岡夕张网纹蜜瓜哈密瓜甜瓜海南玫瑰蜜瓜

サイト：item.taobao.com

生産国：中国

#### ・八女伝統本玉露



日式手冲茶叶八女冠粉茶飞鸟制茶散茶蒸青茶绿茶袋装纯茶鲜味散茶

サイト：item.taobao.com

生産国：中国

#### 4. 総括

今後とも、我が国の農林水産物等のブランドの保護のため、こうした模倣品については、引き続き厳正に対処していく。